

一九一九年十月十七日(十月廿日) 會議所
一 開演の時 自午 時 分
至午後 時 分

二 出席議員 一九名

番	氏名	番	氏名	番	氏名
一	仲村春云	八	知花正六	十六	当山伸太郎
二	岸本利辰	九	米須清祐	十七	安達富盛信
三	伊佐眞一	十	仲本云座	十八	柳茂盛三
四	佐々眞横祐	十一	花城清善	十九	宮里敏行
五	中山勝豊	十二	中里幸助	二十	柳原云賢
六	安里良朝	十三	山本朝徳		
七	崎向健一郎	十四	山本朝徳		
		十五	天久盛雄		

三 欠席議員 一名

十三番 松本利信

四 本町村自治法才六十一条の規定により 會議事件説明のため
出席した者には決り通り了了

村長 仲村春勝 財政課長 廣山金吾
 助役 笑屋眞徳 経理課長 澤田新一
 総務役 仲村春松 運送課長 品下江良徳

五 日程

日程十一	議事四十分	日程十四	議事四十分
日程十二	議事四十分	日程十五	議事四十分
日程十三	議事四十分	日程十六	議事四十分

六、會議の顛末

議長

出席一九名、欠席一名、決定数に達しており、議案は本日、會議を之れより開き、

(午後一時五七分)

議長

先日の本會議に引続き、一昨、會議に付された次の

議案を、上掲の通り、

議案十四号、早宜野村上水道特別會計への繰入金に

議案十四号、一九六〇年度早宜野村上水道特別會計

への繰出追加更正、

議案十四号、早宜野村上水道車止、其の経流費

とするに、

以上三議案に、一、傍質疑問、

一、番

一般會計への繰入議決と、三、の計と、り、額の相違

助役

今般は、三、の計、上、九、五、八、三、と、な、つ、て、お、る、が、

始めは、ドル、以下、の、計、上、して、計、算、し、た、が、一、ドル、の

差、は、上、の、計、上、の、差、に、よ、り、差、が、お、こ、る、と、考、へ、て、繰、入

議決の場合、は、以、内、と、し、た、。一、般、の、計、上、は、三、の、計、上、

で、行、は、れ、た、い、

一五番

工事の、何、れ、は、資、材、も、合、計、の、ま、つ、り、が、

村長

資、材、は、村、が、買、つ、て、工、事、の、外、の、つ、も、り、が、

ある

一五番	工事見積等もなされておると思ふが、 <u>参</u> 天を以て見積に於て設計もなされてあるはずだし、知としても、 <u>え</u> の <u>い</u> が
村上	設計は一部しか来てないし、印刷が主に合はぬ
八番	今般の <u>三</u> と <u>四</u> で、 <u>八</u> の面において、営業収益が倍に成つており、事業分の <u>五</u> までは倍にはなつたが、その理由について説明をたい
建設部	その計画では水源池・浄水施設が主であったが、今般の場合には直に配管に成るので、工事がそれだけ進むことになり、自然に営業収入も多くなつて見込である
八番	水の購入費と、販売の <u>差</u> が漠然としておるが、 <u>軍</u> が <u>買</u> つた <u>ガ</u> ロン当と、 <u>売</u> りつけた <u>ガ</u> ロン当の <u>差</u> は何
建設部	購入額一〇〇〇 <u>ガ</u> ロンでニニ、九セント
	売ると合ニ、一ニ <u>ガ</u> ロンでニドル
八番	条例の價格と卸値と内題は何
村長	いすは条例の通りである
二番	当初 <u>二</u> の <u>十</u> の場合には、あつて、又之は <u>三</u> の <u>清</u> 願り件もなつて、充分と分るのだが、今般の場合には、 <u>執</u> 行の <u>奥</u> で、 <u>ソ</u> の <u>ウ</u> 貰えるが、又 <u>三</u> の <u>十</u> との関係はどうかあるが、
村長	補め金のよきは判明しない

二番	請願であるので結果は立法院も知らすべきと思ふがどうかであるか
村長	五ドル増えた事は知つてゐるが、ソレが額全部が償付されては無い、その後償付は政府の歳入減の活もなすので二年度に合ける活もする
二番	補め金もどうなつたが、結果を見れば、議会の活動の上からいへば、政府も二の半期になつてゐるのも、今もって不達か、どうかと思つて、はたして今後何時頃解消されるか、その点とをきかしてもらいたい
村長	工交向うは成代り活しても、認可をしない限り不達することはおそれないとの話して下さる
八番	そのものは白紙にもどつて、今度のものが補め金の対価となるが
村長	さうである、政府も要変更するか、その場合でないとどうにもならぬ
一七番	職員の給与を半減して、その一トが、今般二人にわたつてゐるのはどういふ理由か
建設局長	職員二人になつたのは、此の工事のみでなく、他の工事もなすのでさうした
	現在もさうなものが、将来も工交向、水道公社に優遇な職、見がかりで、その二が、習つて、他への依頼はせず

	設計も自分でやって行きたい
一七番	先程の課長の説明で一人と二人にすることは職員より定数と何関係するが
助役	此方は企業目的のもうで、行政的のものは別にしたい と思ひ、今うちは感えてない
一五番	まゝ友名のつもり、水道公社のものが早くして早く なるとのことで承認したが、その時状況とも変わ あると思ひ、私りきいた内容では十二月に決つて 一月頃には屋敷裡まで工事は道一サ、まゝ友名附近 あり二万ガロンのタンクを置く話もするが、村の計画 はそれともマツキヤせてやるつもりが
建設課長	併例にもなる通り、 <u>徳島村</u> 上水道と成つてあり 一五番・五五番係長にも含めて感えてある
一七番	軍の左官が那ハ市の原水をとつても余るとり 事て附近の希望者がとれるとの事ですが、村の 計画との関係はどうなるか、その場合村に導入は ればたらないと思ひ、半價りとははどいかに 今半價を計首とする段階ではないので計首 した事はない
一七番	今で計画の中に入れてやらねばならぬと思ひが 何時迄か、それにタツキ出未るが、この計首 表れてない

村 上	水を煮ることだけなら出まらすが、資材の不足も 含めての点は感えてない
一七番	それに関連して、水は必要だが占めは知ってあるが 片地泊り場合、水は多すぎ水質が悪い、水質検査 をした。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、
村 上	水源交渉は可能である、村として副産もつければ 早く入れることは良いと思う
八番	水道公社の水と、村との当初の計画とマッチした この計画では、水道公社では何時でも水はやるが 普天のものをやることはどうかと思う、村として の計画は全地域にわたるべきで、何例の全地域を 一期、二期と分割計画が必要だ、そうした総合 的な計画のもとにやるべきと思う
建設課	全部一時に含めると、将来の補助金の年々も要ら ないと思われる、各邑の簡易水道の方向は方向 として打出してやって行か事も、全村的のもの あると思

一七番

政府補助のよは一ニテ許諾しか出来ぬハコリ
計画でやるとすれば全村的にも可能であると思
大メーター一ヶ所につけて配管だけすれば経費
も減るし一トテあり許諾も可能と思ふか如何

八番

この議決で条例にふれるものは如何かどうが
別にたいと思ふ)

八番

條例は村一円だが計画は普天さだけであるが
その上たふれる事は如何かどう事にして

八番

之等の場合も感えたが、中四内、大海等の場合は
弁償金は金でやることになり、中三、中二、中一
に一個一ヶ所大メーターを取り付けることになり
ある。又入札のいさも如何か、どうかの疑問もあ
しかし全村的にふれることには逆なりは如何か

一七番

簡易水道を水道に切り換えることは不可能か
別にするかたいと思ふ)

村長

簡易水道を上水道に切り換えることも水道公社
も可と言つてある。

一七番

村の計画内であるが、弁償金は出せるとい
きいておるが如何

村長

二通りで差し当り水がなくてこまつてゐる場合は
簡易水道を不願にする。その場合工費は向ては順位
をきめて施行する。上水道、簡易水道も同じ大工である

認可

認可 取債等もスムーズに進めば早くやりた

二番

唯託したけではこまるから、戻り旅行を目標にした
本村の水道内題は、公風外たいにのらり、くさり

で、かつ六ヶ村場合は、之を、後へり、降情を、下り件も、以て
知理を、れを、が、之、の、さ、く、を、引、掛、り、が、あ、つ、た、ま、う、て

こりよ、い、の、事、で、は、い、つ、も、う、た、つ、て、も、出、来、な、い、と、思、う、

之れ、た、け、を、要、更、更、する、は、経、費、も、か、さ、る、こ、と、ア、リ、

又、政、府、と、二、小、所、村、と、は、対、立、す、り、之、の、為、に、か、れ、は、か、ら、い、

議、會、と、村、と、も、同、存、も、あ、ら、な、い、つ、ま、り、も、追、い、回、し、て
あ、つ、て、は、こ、も、る、先、ず、要、治、す、と、決、り、大、に、

修、理、明、確、に、い、た、い、

人、を、更、更、と、大、に、こ、に、あ、ら、な、い、

又、キ、リ、及、名、と、り、流、し、合、は、さ、し、ど、う、な、ら、な、い、

と、其、作、的、に、い、つ、政、府、に、提、出、し、て、認、可、さ、れ、

い、つ、政、か、い、は、事、に、か、ら、な、い、下、り、權、を、得、た、い、

村、上、に、喜、方、名、の、要、更、更、と、大、に、こ、に、あ、ら、な、い、議、會、が、始、つ、て

が、い、知、つ、た、引、掛、り、は、私、ク、不、徳、が、と、思、わ、れ、る、が、

事、原、に、衣、以、上、の、事、は、不、可、能、で、又、ソ、レ、各、戸、

訪、向、す、る、事、も、出、来、な、い、が、つ、た、

復、合、内、題、は、認、可、が、出、来、な、い、と、登、入、も、出、来、な、い、と
の、事、で、水、道、公、社、が、近、い、内、に、出、来、る、と、り、事、で、
水、道、公、社、理、事、會、に、出、会、い、し、て、き、い、た、時、に、水、道

水道公社の水は白く濁るが、私の方から取らたとの事さ向うの方から汚れたが、私達としては水道公社もリー、自己水障であることが分ること、事では済んだ。アレクシス内作書類を提出させよう、私向う検計は米、三セント位安くてもよいことをわかった。アレクシス内作書類の欠損、減損等でも相違なき。

三番

先ず貸金が多くて、去年五月までは、巴城の夫、パイアの運送は、パイアの仕置です。見積り等をして、計上した。これが議決したのは、図面が浄水目をして、尚設計目も浄水目し、工交向にモセヨホリである。その石二通り位で、認可になるかと思つた。取償。取償。水道公社とク、梅芳。工事の着工は二、想がつかぬ。水障の事は、一月後には大丈夫と思つた。将來の計慮は之がオナニ大ニ予備側の側面がある、それらには五分餘側があるつもりである。現在ウ入会では一年以上かかるかも知れない。

ニ番

三次は三三月底が、可能か。

水障の内敷として、総合計慮をせよと、たまたまが水道計も出来ることなし、代々も応援して、生ずること

二番	水道公社は安くするだけだが、起債の長もあるが、又喜反名の長も含めてか。
村長	起債の長は、向うも表面上は別の問題であると言つておろが、難しいとのことである。又喜反名の長もあるが、下真逆コワの場合には水源も同一であるので、こちらには関係ないと思つてわる。
一七番	更正の歳出面で配管工事の完成に伴い、多少障害物もあると思つ(賠償)若しあつたらうと、れからせられるが、
建課長	下に表れたいが、既決予算の長である。
議 長	唯今四時であり、時間が経ち、審議して良いでせうかお諮り致します。
議 長	異議なしと唱へる者あり。
議 長	御異議が、い様であり、時間で時間延長して審議すおことに決定致します。
一五番	水道課が出来た場合、水道課に使うが、車は新車が買つたか、又新しく訂上されておるが、重複したのか。
建課長	全島的にも、運送するし、中古品を売却してある。
一五番	中古品の場合には修理の必要もあるが、出来れば修理からも含めて、新車を買つたらうどうかと思つ。
議 長	暫時休憩致します(午後四時四分)
議 長	會議を再開致します(午後四時六分)
二番	大口年度決すれば、直ぐ執行すると思つが、二人に受け付け
建課長	建課長以外に水道課長が出来ることについておろが、
その外	その外の説明を願ひます。

村長	一月からのもので、建設課とは別に水道課長として進めるべきである。一月からの運用であり、一月までにやうければよいと思う。
二番	建設課をつくる当時には、予測出来なかつたが、
村長	その当時は私としても予測出来なかつた。建設課長も入れて検討してから進めたい。
八番	歳出の面で今先がジブの件であるが、燃料費として二五〇ドルしかついで、一日六セントである。又職員給与課長と技手が同額であるが、これは
建設課長	課長と技手は同等で、事務訂統どきでもよい。
一七番	収入で五月三〇〇ドル、六月三〇〇ドルで合計六〇〇ドルになり、勿論解放地の分は良いが、二区の一部を入れると、それだけ入るかどうか、訂画された地域の希望もキヤッチしてあるが、既設との関連はどうか。
建設課長	一心是非必要箇所を主に弾力をもたしてやる。既設との関連は全く考慮してよい。
一八番	繰入金について、今度半減されて経費と関連するが、水道の補助金として、特別會訂であり、出来るだけ繰入し、それが良いと思うが、事業が減れば繰入は必要ないと思う。又政府の補助は幾位で可能か。
建設課長	支出は建設費、施設費が主であるが、どうしても今年度からの収入が足りないもので、九〇〇ドル繰入なければならぬ状態である。補助金は経費から五万ドル、その後立法院で追加したものが五万ドルで、政府の歳入減では立法院の追加

	分が消れるとの情報もある。く、下りでもして、定が、りて作る必要が、ありので、せめて、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、位で、その心構えである。
一 番	補助金等も、賈目存置で、お水をおろが、差し当り、事業を、すうに、当つて、繰入も、必要であるが、補助金が入る場合、起債返、済に、当ころうが、一般會社に繰戻すうが、又繰入水の半減は、繰戻、して、どうするうが、その時、来は、
村 長	二、三、四、から、一般會社の、更正の、構想を、立てるうが、下、時、季的には、今、甲、し、上、げ、ら、れ、る、い、
一 番	繰入額より多く、補助金が、賈、さ、る、と、思、う、が、その、補助、額、は、ど、う、な、ら、う、か、
村 長	政府の、補助金、が、来、れ、ば、二、水、も、更、正、の、必、要、が、あ、る、が、も、知、ら、な、い、
一 番	二、三、の、水道、業者、の、話、し、た、が、一、人、は、解、放、地、で、一、人、は、東、側、で、一、生、縣、令、で、お、ろ、が、村、も、訂、画、し、て、お、ろ、と、の、事、も、向、う、と、し、て、知、て、お、ろ、う、か、
村 長	良く、知、て、お、ろ、が、七、波、藏、水、須、タ、ン、ク、を、作、つ、た、人、も、知、て、お、ろ、う、か、
一 番	水道、公、社、よ、り、は、一、ロ、コ、ロ、ア、ン、ニ、セ、ン、ト、だ、が、一、般、へ、は、二、ロ、コ、ロ、ア、ン、で、二、ド、ル、で、約、五、倍、位、だ、が、その、算、定、の、基、礎、は、
課 長	料金は、八、五、十、水、で、二、ド、ル、で、あ、る、
ハ 番	一、二、番、から、も、質、問、が、あ、つ、た、が、その、予、算、と、二、水、だ、け、の、差、が、あ、る、か、
課 長	他に、御、質、疑、が、あ、る、よ、う、で、あ、り、ま、す、う、で、一、心、御、質、疑、は、二、水、で、打、切、つ、て、討、論、に、移、り、たい、と、思、い、ま、す、が、御、諮、り、致、し、ま、す、
全 員	「異議、なし」と、唱、う、
課 長	御、質、疑、が、あ、る、よ、う、で、あ、り、ま、す、う、で、質、疑、を、打、切、り、討、論、に、入、り、ま、す、

議 長	議案第四〇号(佐野湾村水道特別會訂への繰入)の御意見も求めます。
一 番	原案に賛成であります。
議 長	唯一二三番より原案賛成の御意見がおりますが、他に御意見はありませぬ。
議 長	異議なしと唱う声あり。
議 長	特利會訂への繰入について、原案通り可決を定致します。
議 長	議案第四一号(一九六〇年度佐野湾村水道特別會訂歳入歳出追加更正予算)について御意見も求めます。
一 七 番	議案第四一号にも密接の関連があり、二の向題は色々かつかりでありますが、当局の御苦勞も分らうございまして、住民側には、場合によっては、一日も早くやることを望まれます。
二 番	ろとして、原案通り賛成致します。
二 番	賛成ではあるが、喜友名と向題も予測出来ることと、事であるが、当局の幹部が村民の声を聞くことは、已長會だけでしてはございぬ。
二 番	沿御請座もこのように、又結果はどうなるかが分らうが、
二 番	議員の場合に勿論だが、執行当局は他団体の意とを充分

助	役	地計画に基き個人より借たむきを政府から軍が借るとか
		撰業者の説明を願います。
		書記をして朗読せしめます。
		にらいて付議致します。
		日程第四議案第四大号軍用地の賃借借契約同意
		會議を再開致します(午後四時五十分)
		暫時休憩致します(午後四時五十分)
		村上水道業費の経費とする案を原案通り可決を定致します
		長御異議がらいかと認め全會一致で議案の第四号宜野湾
議	員	原案に御異議ありませんか。
		異議なしと唱う
		議案第四号宜野湾村上水道事業費の経費とする事につて
		の討論を願います。
		議案第四号宜野湾村上水道事業費の経費とする事につて
		通り可決を定致します。
		野湾村上水道特別會議訂議入歳出追加更正予算案を原案
議	長	では御異議ありませんかと認め議案第四号一九六〇年度宜
		野湾村上水道特別會議訂議入歳出追加更正予算案を原案
		通り可決を定致します。
		異議なしと唱う声あり
議	長	唯今原案賛成の御意見が外に御意見はあり
		ませんか。
		三三項の場合早くして付けて進めてもらいたい。
		足らぬ場合はどうして、今度口賢成。
		他の持懸の場所を研究してもらうこと、地市町村との指導性が
		把握しなければならぬ、今一番指導性が重要である

<p>二七である。種類は(賃賃料)政府の借債に決定を適用する ることになっており、九、八、三〇年クリストグ来主として去つた十月 二日までにやらねばとのことになり、その場合、意思表示をヤアて 議會の同意の必要もあつて、又先の議會の同意を見た場 合、同意が必要とらるうで、今回提案した 基本賃賃権によつて、やらねばならぬし、やらねば収用され るし、期間も、不定期、定期(五年)で別紙の契約書にもある 通り、米國が土地がいらぬといひ、三〇日米の権利放棄の手 続が必要とらつておる以上、提案理由を説明します。</p>	<p>議 長 質疑に入ります。</p>	<p>ニ 番 議案關係で、村地番も含めて、定期、不定期の坪数は リストが来ておるので、ワツシリしつ、九、八、三〇年が主で、地は軍 道路、旧普天同校敷地、と、仁産原の分、今来たのは不定期である ハ 番 旧普天同校敷地の分も契約の意志があるが、 その分は何時リスト来主するかも知らぬので、たゞ、五年契約としても その内、不必要であれば返される。契約は五八年七月から、過去 一年の分がどうなるか判明しつ、おそく契約としなければ、来主と思ふ</p>	<p>七 番 村内の軍用地で契約を結ばつたところがあるが、 今来たのは、三九の事であるが、未契約が三二件位あるが、その契約 が出来ぬのは、土地事務所から来て、調べた場合、出来ると申し上げた下 あつたが、相違關係、南知せすの分が主の理由、基本としては、 やうことには、収用されば、個人が恩恵はつくらぬものであり、 意志があるが、以上の理由である。政府としても、契約出来ぬのは、その 結果を報告しつ、出来ぬ契約しつ、と申し出て、二件ある。</p>	<p>親族等より謝りやるとの事は知つておるが、主権は印所町町長【電話一五一〇番】 等々で、費用はつづくものといひの事が理由である。</p>
--	---------------------	--	---	---

ニ	番	收用されたり個人に不利に成ること。一曰軍手押りその次に買取るかどうか。
助	役	收用されたり手押りが覆けられり。その後確的とした事付云々のい。
ハ	番	軍用地のその後の具体的事を知りしが、軍に協力した時の当時D.E.に備しておる人が悪く云れた。
		主席の任命であり、軍に転借させるは、國際法上違法との話もあつた。任命の主席と契約とを良ソク。
助	役	基本貸借借口を承められておるが、統指的なものが承められてり。現地、持滞り長に成るう下。
ハ	番	違法がとけどうか。
助	役	布令ニニ号によるもつ下。平続は合法的であるが、國際法との長は知らりい。
ハ	番	平続面を指導されておるうが。
助	役	政府对个人であり、指導は出来ぬ。
ニ	番	個人と政府とも先ずやる(琉球政府と米政府との契約)將來米國とやる空日とつめること。
		米國との事は承められず、やること、その内容が又異なるも思ふと思ふ又その形も。
		原水爆の基地等にも使用されるとう事である。
助	役	統指り長について、調べて見る。後の方、米國がどう云う風に使われりか、知り得ると思ふ。
ハ	番	那細分地は村の管理権があること、だが、その内容がどうか。

助役	布令によつて行つておる。
一六番	管理権の件が。
助役	処分権がある中で、財産権的のものがある。契約関係の 莫一、地権等々の件もあつて、さうしたもつて個人的に うらなう事、冊下でいられるのでない。
議長	長 暫時休題致します(午後五時三十分)
	會議を再開致します(午後五時三十分)
	質疑があるようであり、質疑を打ち切り討論に 入ります。
一七番	契約同意に賛成。
	二番より、若し契約をしたらその結果が不明であるとの話し、 南に、要は我々の契約によるので、その場合は、無地番等の 場合もあつて、河川にしても、住民の代表であり、米田政府 のものもあり、それによつて契約もあり、定期にして、不 定期に用いて契約しろ、政府とやらで、向かどう言 凡に使つてしまふかも知れないが、原爆基地もあり、 唯、要は基本的の考えとして、契約すれば、基地を認め た事になり、しるけれど否定することになり、 契約によつて、基地の施設に對して、村民が望まないので、基 地が出来た場合は、その時、その時、方法を以て、我々の 立場としては、地主として、考へたが、一歩々々進まて 土地問題解決の曙光にする。村としても、考へて来たこと であり、契約をするかどうかは、その際、締結した方が良 いと思ふ。住民の在論もさうであり。

	<p>契約したつらと云つて、将来の答も出さぬと思ふ。 此の場合、その時の事として処置したい。替成である。</p>
二番	<p>産大の問題で色々問題を合入して、後で経済的の問題に 絞られたりであるが、その責任は、当時者が負へべきである。 契約するときは、今までの考を合法化したか否かである。 そこから引かれる所場の借資の場合、課税の対照に すが、補償の場合には、内政局の話より、那覇の場合、 四月五月もあつた下、公平に見て、 契約する必要はなかつた。補償の形で預けられたりか 否か、私に向うの言ひ分が、おれは互に真意で知り合つた との事で、どちらの言ひ分も知り合つておらぬ。</p>
議長	<p>副議長と交代します。</p>
副議長	<p>昨日議長に代つて議事を進めたいと思ひます。下よろしくお 願ひ致します。</p>
二番	<p>当初社大の補償方式になつておる。補償方式では年限がある。 そう言う方法で、年限を決めて地主を安心して契約すると その期間中、日本復帰した場合、その期間中で日本法によつ て取扱がなされると思ふ。その事であった。</p>
二番	<p>今の二番は社大の説明だと思ふ。が、安重さんが受けた 事は、年間を区切つての二つと思ふ。後で聞たい。</p>
	<p>米国の貸付の間である。あくまで二つ方式でなければ 出来ない。その事で日本の社会党も契約方式に替成した ことはない。おそろくそれは全部が押し切れば、それの三 せりという事である。</p>

	<p>出席した場合は、一措研をくわらぬ。当時と今とは 大部考え方が違ふ。無期限のもつち、河川にしても 過去と今とも理論の相違は現実的にそれを取り入れた りである。その当時のことか今現在の意見である。</p>
副議長	<p>議長と交代致します。 暫時休憩致します。(午後六時)</p>
議長	<p>會議を再開致します。(午後六時十分)</p>
八番	<p>要するに基地の問題とも関連するし、個人としては認め たところだが皆に方が良いと思つていこう下。賛成</p>
三番	<p>色々の説があるが、経済問題より、議會の期を定めて、 考へるべきで、政府の初期を立てるべきである</p>
	<p>村長がどう考へておられるか、その意志をどう反映させるか あり賛成である</p>
九番	<p>賛成である。普通同様の場合はリストアップの内に対策 を請じて意見を付し、早急に解決させたい。</p>
二番	<p>農業産業をやるものとは違つ、それでよく、この場合 原爆の問題とも関連するから、認めらぬ。</p>
	<p>村長の考へる場合の普通の委員會活動の場合の考 へてあるが、むしろ、全体的にはそれらの下である。</p>
	<p>村長の裕福であれば、どうか、責任をもつ意味からも賛成 出来る。</p>
議長	<p>では討論を打ち切り表決に移ります。</p>
	<p>原案通り賛成の方举手願ひます。举手した者一七名 大多數でありますので、議案第四号軍用地の賃貸</p>

<p>議 長 借契約同意に於て、同意するに可決を遂致します。 日程第五、陳情第九号、土地個人所有問題に付する善処 を陳情に於て渡名喜氏より述べられておるが、本職で受 理致しておりますので、処理方法についてお諮りします。</p>	<p>書記をして朗読せしめます。 民事上の問題であり、議會では不可能であり、日本側の 承るべからざる処理出来ぬと思つたが</p>	<p>一五番 此の陳情の処理に於て大謝名、早花原等、有名者 (古下はぐん)の親方、甚附近も貰つておる。測量の向違 いで貰つておるがその処理としてどこでやるべきか 当局としてどこでやるべきかと思つた</p>	<p>村 長 誤謬の訂正は委員会としてD、Eと共にやつておるが 中々進まぬといふ事である</p>	<p>八 番 内容を見ると、實際はありとこのことで、民事上の問題であ り、軍用地の問題もめんど思ふが</p>	<p>議會として処置方がどうか、議會で個人の権利 をどうする、どこに出来るものか、下の口は、被所として やらねばならぬいもうで、おつと思つた。</p>	<p>議 長 暫時休憩致します(午後六時三十分) 會議を再開致します(午後六時三十分)</p>	<p>ハ 番 本陳情の処理について御諮りします。 議會で個人の権利をどうする、どこに出来るか、下 不採択としたい。</p>	<p>議 長 唯今不採択すべきとの御意見がなりましたが、左様</p>
---	--	--	--	--	---	---	---	------------------------------------

全 員	決定して良いでせうか。
議 長	御異議がございようでありまして、陳情第九号土地個人有 向題に付する善処を陳情案を不採択することに決定致します。
ニ	香田倉糧会社敷地の長であるが、去る一月十三日、フリスヤン中佐 の説明を聞くこと、フリスヤン中佐、口先で完了しており、後、 ハウイの司令部の話、だかと思つておつたが、何時解 放になるか、その時の結果がどうなるか、お聞き、解放促進の回答 を求め、新議を提出します。
レ ル 番 長	替りである。一日早く解放促進の回答を求め、べきである。 唯今の新議は所定、賛成者が多かりましたので、之としておりま す。左様取りあつて良いでせうか。
全 員	「異議なし」と唱う。
議 長	御異議がございようでありまして、全會一致で解放促進 決議をすることに決定致します。
ニ	議 長 方法についてお諮り致します。
ニ	番 意を表示せられ、具体的に陳情文を作成の上、やまやま いたし、又提出は議長、副議長、米は事務局にお願ひした 「異議なし」と唱うものあり。
議 長	米は事務局にお願ひするに致します。
ニ	議 長 米は事務局にお願ひするに致します。
ニ	議 長 米は事務局にお願ひするに致します。
全 員	「異議なし」と唱う。

御異議がつかいようでありましたので、本日、會期を閉會
致します。長時間に渡って慎重なる審議をしまして下りまして
どうも有難うございました。これをもち以て茅土回定野
濱村定例會を閉會致します。
散會（午後四時四十分）

石會議の次第は書記の記載したとおりであります。その内容が正確
であることも記すためにここに署名する。

一九五九年十一月二十七日

定野濱村議會議長 柳 正 良

議事録 署名人 仲本 正 室

議事録 署名人 高田 敏 行

